

令和6年 第4回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和6年4月8日(月) 午後2:30~4:00

2. 場 所 : 山村開発センター 中会議室

3. 出席委員 (10人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 将行
職務代理	1	谷地村 久人
委員	2	佐藤 哲
委員	3	坂根 克也
委員	4	下村 勇一郎
委員	5	佐藤 久美子
委員	6	荻沢 功
委員	7	橋端 秀作
委員	8	工藤 勉
委員	9	橋端 哲美

4. 欠席委員 (0人)

5. 会議書記 事務局主事 服部 優

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について

日程第4 議案第9号 農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による
新郷村農業委員会事務局職員の任免について

日程第5 議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可に
について

日程第6 議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の
承認について

(令和6年第4回総会)

議長	会議に入る前に、新郷村 村民憲章の 唱和を行います。唱和の音頭を、 <u>5番 佐藤 久美子 委員</u> にお願いします。
	(新郷村 村民憲章唱和)
議長	本日の出席委員数は9名で、定足数に達しておりますので、これより令和6年第4回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名ということでご異議ありませんか
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には3番坂根委員並びに9番橋端哲美委員を指名します。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	朗読と説明
議長	次に日程第3報告第2号農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。受付番号第1号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。報告第3号についてご説明いたします。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものです。農地の所在、面積等は議案に記載のとおりです。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 次に日程第4日程第4、議案第9号、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による新郷村 農業委員会 事務局 職員の任免についてを議題といたします。 担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	6ページをお開きください。議案第9号、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定による、新郷村農業委員会事務局職員の任免について、ご説明いたします。令和6年度、新郷村職員の人事異動に伴い、農業委員会 事務局職員が異動したことから、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、下記職員の任免について、農業委員会の承認を求めるものです。 任用 事務局長 福山 鋼蔵 ・事務局次長 佐藤 寿喜 ・主幹 高村 郁子

	解任 事務局長 桜台 博明 以上で議案第9号の説明を終わります。
議 長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。議案第9号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
事務局	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第9号は原案のとおり決定しました。 次に日程第5、議案第10号、農地法 第3条 第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。受付番号第3号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	7ページをお開きください。 議案第10号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてご説明いたします。 今回の案件は使用貸借1件、売買2件、贈与3件です。農地の所在、面積等は議案に記載のとおりです。
議 長	ただ今の事務局説明および現地の調査結果について、質疑、意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議 長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 受付番号第6号から第7号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 よって、受付番号第6号から第7号は原案のとおり決定しました。 次に受付番号第8号から第10号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	8ページをお開きください。 受付番号第3号についてご説明いたします。 耕作者は申請地の近隣に農地を所有・耕作しており、経営規模拡大及び農作業の効率化を図るため、以前から相対契約を結んでおり、今回申請されたものです。 農地法第3条第1項の周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第3号の説明を終わります。
議 長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。

	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 受付番号第3号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第3号は原案のとおり決定しました。 次に受付番号第4号について審議に付します。 担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	12ページをお開きください。 受付番号第4号についてご説明いたします。譲渡人は村外に在住しており、農地を手放したいと考えていました。譲受人は近隣に農地を所有しており、また、以前から相対契約を結んでおり、経営規模拡大及び農作業の効率化を図るために申請されたものです。農地法第3条第1項の周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。議案、許可申請書、位置図を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第4号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより採決いたします。 受付番号第4号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第4号を原案のとおり、決定しました。 次に受付番号第5号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	15ページをお開きください。 受付番号第5号についてご説明いたします。 譲渡人は村外に在住しており、農地を手放したいと考えていました。譲受人は所有している農地へ向かう道が狭く、農作業機械の通行が困難なため新たな農地を探していたところ、両者の意思が一致したため、申請されたものです。 農地法第3条第1項の周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第5号の説明を終わります
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。 受付番号第5号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)

議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第5号は原案のとおり決定しました。次に受付番号第6号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	19ページをお開きください。受付番号第6号についてご説明いたします。 譲渡人は以前、農業施設を利用して経営をしていたが、経営規模縮小のため使用していませんでした。譲受人は農業施設を譲ってほしいと交渉したところ、両者の意思が一致したため、申請されたものです。 農地法第3条第1項の周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。 議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第6号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。受付番号第6号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第6号は原案のとおり決定しました。 次に受付番号第7号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	23ページをお開きください。受付番号第7号についてご説明いたします。 譲渡人は村外に在住しており、農地を手放したいと考えていました。また、譲渡人と譲受人は親戚関係にあり、農地を引き取る形で申請されたものです。農地法第3条第1項の周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付してありますので参考にしてください。以上で受付番号第6号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。受付番号第7号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第7号は原案のとおり決定しました。 次に受付番号第8号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。

事務局	<p>27ページをお開きください。受付番号第8号についてご説明いたします。</p> <p>譲受人と譲渡人は祖父の代から農地を相対契約で借りており、現状に合わせるため申請されたものです</p> <p>農地法第3条第1項の周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。議案、許可申請書、位置図、現況写真を添付しておりますので参考にしてください。以上で受付番号第8号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。受付番号第8号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第8号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に日程第6、議案第11号、農業 経営 基盤 強化 促進法に 基づく 農用地 利用 集積 計画の 承認についてを議題といたします。受付番号第11号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>31ページをお開きください。議案第11号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご説明いたします。今回の案件は使用貸借が1件、賃貸借が1件となります。</p> <p>農地の所在、面積等は議案に記載のとおりです</p> <p>32ページをお開きください。受付番号第11号についてご説明いたします。所有者と耕作者は親子関係にあり、以前から経営を移譲していたため申請されたものです。議案、農用地利用集積計画の写し、位置図を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上で受付番号第11号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。受付番号第11号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、受付番号第11号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に受付番号12号について審議に付します。担当より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>35ページをお開きください。受付番号第12号についてご説明いたします。</p> <p>所有者は村外に在住しているため耕作できずにより、耕作者は申請地周辺にまとまとった農地を耕作しており、経営規模拡大及び農作業の効率化を図るため、申請されたも</p>

	のです。議案、農用地利用集積計画の写し、位置図を添付してありますので参考にしてください。 以上で受付番号第5号の説明を終わります。
議長	ただ今の説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。これより、採決いたします。受付番号第12号を原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。よって、受付番号第12号は原案のとおり決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。 これをもって、令和6年第4回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年 3月 11日

議 長 日向將行

署名者 根坂克也

署名者 橋端哲美